

第3章 地震災害応急対策

第1節 応急体制

第1項 防災活動体制の整備

活 動 の ポ イ ン ト	
1 本部設置場所	近隣町有施設を代替場所として指示 役場庁舎 ⇌ (被災し使用不能) ⇌ (第1位中公民館)
2 本部長不在時の代理者	副町長→教育長→総務部長→建設部長
3 災害対策本部設置基準	(1) 町域で震度5弱以上の地震が発生したとき。 (2) 相当規模の地震が発生し、町長が必要と認めたとき。
4 動員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・震度3（準備体制） ⇌ 総務防災課 防災担当 ・震度4（警戒体制） ⇌ 総務防災課、亜炭鉱廃坑対策室、上下水道課、建設課、農林課、企画課 町長が指名した課 ・震度5弱以上（非常体制） ⇌ 全職員

1 計画の方針

地震は風水害などの災害と異なり、突発的なものであるため、その発生後短時間に起動する体制づくりを整備するとともに、災害対策本部設置予定場所自体が被災する可能性を考慮するなど、迅速性及び柔軟性を備えた初動体制の構築を図る。

なお、この計画中に定めのない事項は、一般対策編第3章第1節第1項「災害対策本部運用計画」の定めるところによる。

2 災害対策本部設置基準

災 害 対 策 本 部 設 置 基 準	
1	岐阜地方気象台が震度5弱以上の地震の発生を発表したとき、又は岐阜県地震情報ネットワークシステムで役場敷地内に設置している震度計で震度5弱以上の地震の発生を検知したとき。
2	町域に相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるときで町長が必要と認めたとき。
3	東海地震に係る警戒宣言が発令されたとき。

3 災害対策本部設置場所

町本部は、原則として役場内に設置する。ただし、庁舎が被災し、使用不能のときは、近隣町有施設（第1位、中公民館）を代替場所として使用し、職員、住民及び防災関係機関に周知する。

4 本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）不在時の指揮命令系統の確立のため、命令権者の順位を次のとおり定めておくものとする。

第1順位 副町長（副本部長）

第2順位 教育長（副本部長）

第3順位 総務部長

第4順位 建設部長

5 町の体制（動員基準）

体 制	基 準	動 員 内 容	配備をとる課	摘 要
準 備 体 制	・岐阜地方気象台が震度3の地震発生を発表又は岐阜県震度情報ネットワークシステムで震度3の地震発生を検知したとき。	情報収集及び連絡活動を中心とし、状況により他の職員を動員できる体制	総務防災課	災害対策本部は設置されない。
警 戒 体 制	・岐阜地方気象台が震度4の地震発生を発表又は岐阜県震度情報ネットワークシステムで震度4の地震発生を検知したとき。 ・岐阜地方気象台の発表並びに震度情報ネットワークシステムの検知にかかわらず、町内で震度4程度の地震を感じたとき。	警戒活動にあたり、事態の推移に伴い、速やかに本部を設置できる体制	総務防災課 亜炭鉱廃坑対策室 上下水道課 建設課 農林課 企画課 必要により町長（又は代理者）が指名した課	1 災害警戒本部が設置される。 2 町長が必要と認めれば災害対策本部が設置される。 3 各課の体制は、各々の計画による。 4 各課の体制は、課長と関係職員若干名とする。
非 常 体 制	・岐阜地方気象台が震度5弱以上の地震の発生を発表又は岐阜県震度情報ネットワークシステムで震度5弱以上の地震の発生を検知したとき。 ・岐阜地方気象台の発表並びに震度情報ネットワークシステムの検知にかかわらず、町内で震度5弱程度以上の地震を感じたとき。	災害が発生し、町域に大規模な灾害が予想され、全町的に応急対策がとれる体制	全職員	災害対策本部が設置される。

6 動員基準に対応した措置

体制	情報の収集・報告	措置内容
準備体制	<p>震度3の場合</p> <pre> graph LR A["総務防災 課職員による被害調査の実施"] -- "被害なし" --> B["通常業務"] A -- "被害あり" --> C["警戒体制へ"] B -- "時間外の場合" --> D["は報告後解散"] </pre>	1 地震に関する情報の収集 2 被害情報の把握 3 被害情報の県への報告 4 必要に応じて関係機関等への通報 5 必要に応じて町長等への報告 6 初期灾害応急対策 7 災害情報に関する広報
警戒体制	<p>震度4の場合</p> <pre> graph LR A["関係各課職員及び町長が指名した課による被害調査の実施"] -- "被害なし" --> B["通常業務"] A -- "被害あり" --> C["非常体制へ"] B -- "時間外の場合" --> D["は報告後解散"] </pre>	1 地震に関する情報の収集 2 被害情報の把握 3 被害情報の県への報告 4 関係機関等への通報 5 各課長及び町長等への報告 6 必要に応じて災害対策本部の設置にすること。 7 初期灾害応急対策 8 災害情報に関する広報
非常体制	<p>震度5弱以上の場合</p> <p>全職員が参集途上において被害調査を実施</p>	全職員が直ちに登序し、それぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施

7 職員の動員体制

準備体制及び警戒体制要員は、それぞれの基準に該当する地震が発生した場合、直ちに準備あるいは警戒体制につく。

なお、必要により町長（又は代理者）が行う配備要員の指名伝達は、一般対策編に定める系統による。

8 初動体制

(1) 勤務時間外に震度3及び4の地震が発生した場合の初動体制

地震が発生した場合の動員は、原則として本節5「町の体制（動員基準）」に基づいて行う。

震度4までの初動体制は、主に被害調査を行い、本節6「動員基準に対応した措置」に定める対応措置による。

(2) 勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した場合の初動体制

町の勤務時間外において震度5弱以上の地震が発生した場合は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、全職員は自主的に参集する。

1	参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、役場庁舎に参集する。 (2) 災害その他により、役場庁舎に参集出来ない職員は、最寄りの町機関に参集の上自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告する。 (3) 参集職員により、直ちに災害対策本部を設置する。
2	被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況及び指定緊急避難場所及び指定避難所への避難状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
3	被害状況の報告	(1) 職員は収集した情報を各班長に報告する。 (2) 各班長（又は次席者）は、被害状況を町本部長に集約する。
4	緊急初動特別班の編成	先着した職員により緊急初動特別班※を編成し、順次初動に必要な業務に当たる。
5	緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動特別体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻る。

※ 緊急初動特別班

- (1) 本部長は、非常体制をとる場合は、緊急初動特別班を設置する。
- (2) 緊急初動特別班の班員は、町庁舎から徒歩又は自転車で20分以内の地に住所を有する職員の中から、あらかじめ指名しておく。
- (3) 緊急初動特別班に指名された職員は、参集後直ちにあらかじめ与えられた任務に就くものとする。
あらかじめ与えられた任務とは、次のようなものをいう。
 - ア 災害対策本部の設置準備
 - イ 関係機関との連絡調整

第2項 災害応援要請

一般対策編第3章第2節第5項「災害応援要請」の定めるところによる。

第3項 自衛隊災害派遣要請計画

一般対策編第3章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

第4項 地震災害情報の収集・伝達

活 動 の ポ イ ン ト
1 地震情報の伝達系統図
本項2に定めるとおり
2 被害情報の収集
(1) 被害規模把握のための活動
・職員の収集時による被害調査
・自治会等地域住民及び地域の協力員からの情報収集
(2) 県及び消防庁への報告
・概括的情報を把握できた時点で、直ちに報告
・県に連絡不能 ⇔ 直接消防庁へ報告
・119番殺到時 ⇔ 県とともに消防庁へも報告
3 アマチュア無線、パソコン通信等通信ボランティアの協力体制の構築（平常時より）

1 計画の方針

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集、さらには報道機関や町を通じた正確な情報収集が不可欠であり、町は迅速に被害情報及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集ができる伝達体制を確立する。

ただし、災害が発生してから一定期間経過後等を行う詳細な調査については、それぞれ応急対策に関連する計画の定めるところによる。

2 地震情報の受理、伝達

町は地震情報を迅速かつ的確に受理し、災害応急対策活動に役立てる。

(1) 地震情報の発表

岐阜地方気象台は、県内に設置した観測点で震度1以上を観測した場合又は必要と認める場合は、「震度速報」、「震源に関する情報」、「震源・震度に関する情報」、「各地の震度に関する情報」、「地震回数に関する情報」等を発表し伝達する。

(2) 地震情報等の伝達体制

地震情報等は、次の系統図に示す経路によって、迅速かつ的確に伝達する。

町は、県が岐阜地方気象台から受理した地震情報及び震度情報ネットワークシステムから得られた震度情報について、県から伝達を受ける。

町は、地震情報及び震度情報を受理したときは、直ちに受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、町防災行政無線等により住民等への提供に努めるものとする。更にその内容に応じた、避難の勧告、指示等の措置を行う。

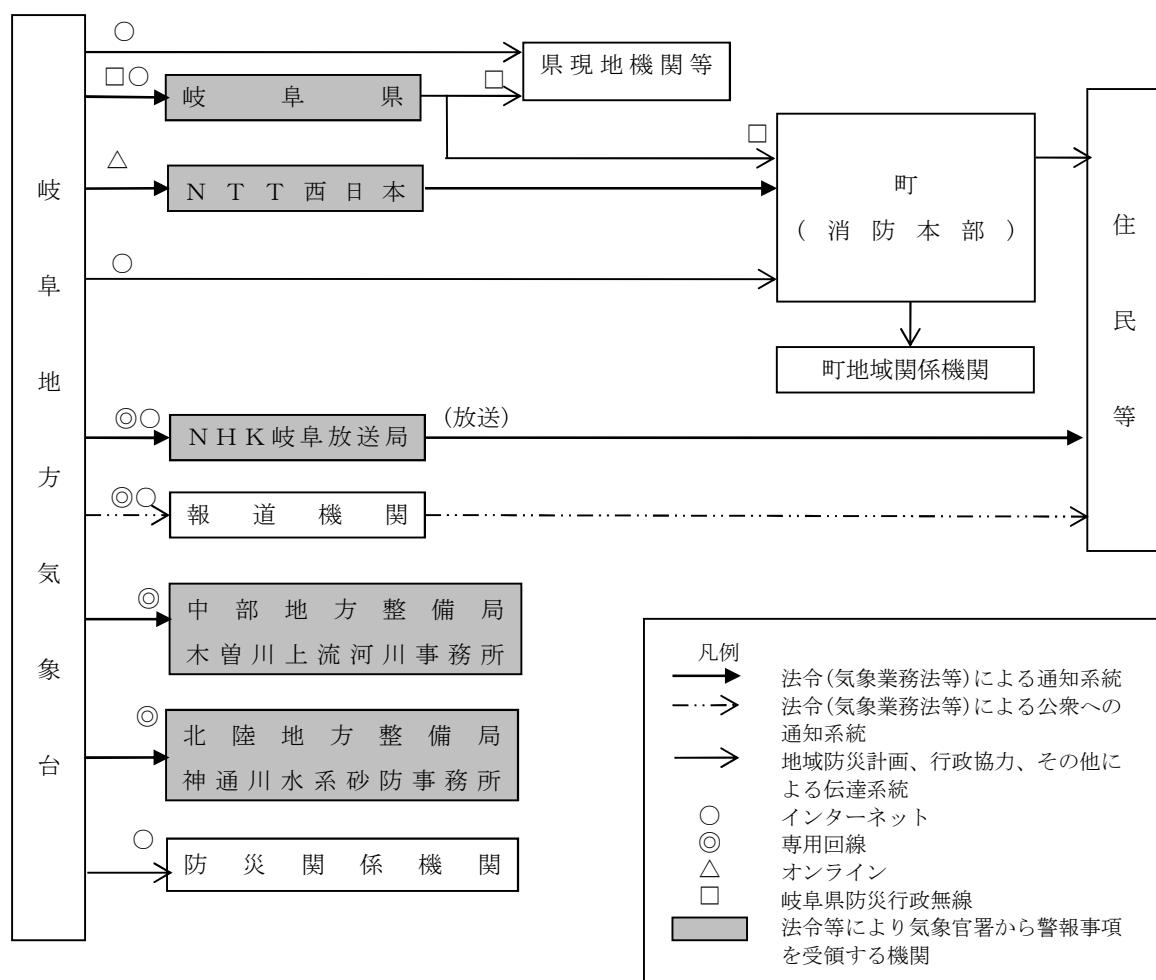
報道機関は、岐阜地方気象台から地震情報が伝達されたとき、速やかに放送等を行うよう努めるものとする。

(3) 緊急地震速報の発表、伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、関係機関への提供に努める。

町は、受信した緊急地震速報を防災行政無線等により住民等への提供に努めるものとする。

気象警報等の伝達系統図



(注) 1 岐阜地方気象台から西日本電信電話株式会社への通知は警報のみ

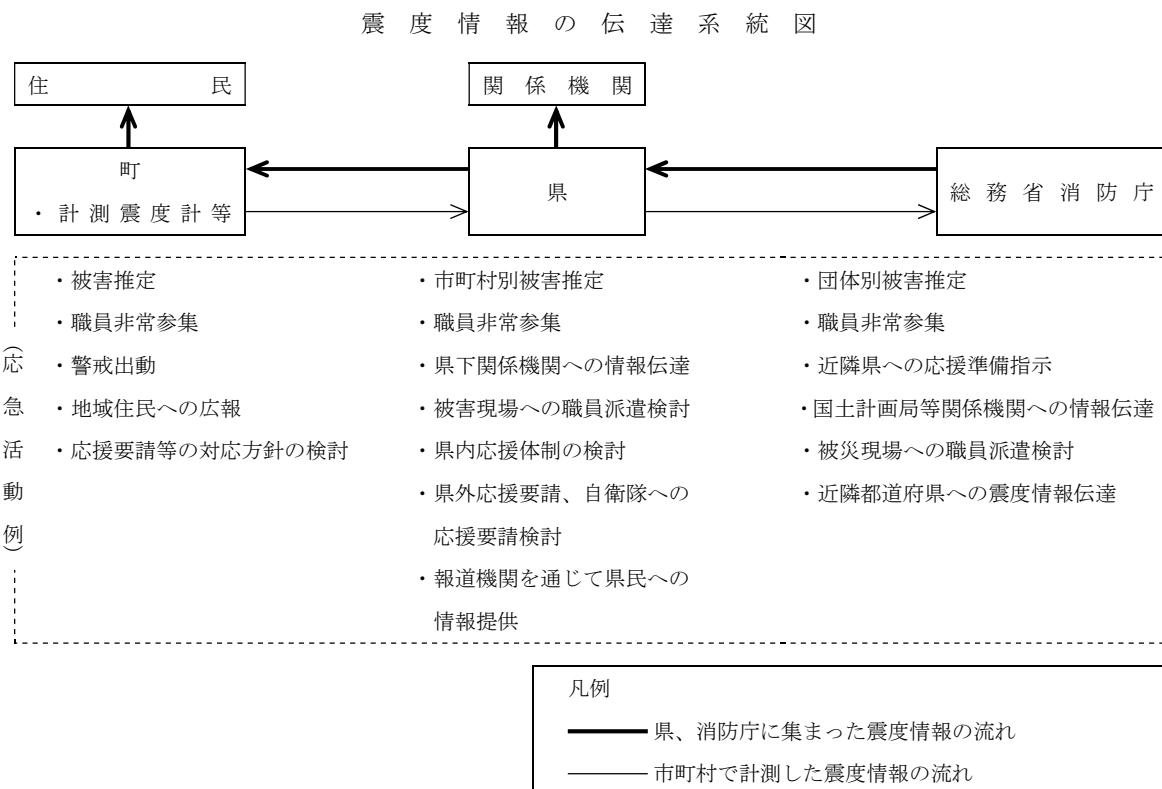
※ 通信途絶時の代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、次の代替経路により伝達する。

代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

※ 岐阜地方気象台からの伝達(代替経路)

機 関 名	岐阜県防災行政無線番号
岐 阜 県	400 - 2 - 2742 400 - 2 - 2747
N H K 岐 阜 放 送 局	654 (FAX兼用)
株 式 会 社 岐 阜 放 送	655 (FAX兼用)



3 関係機関からの情報収集

町及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、地震災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。県は、早期に地震被害の概要を把握するため、必要に応じ、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車等を活用するとともに、職員を市町村や現場等へ派遣するなど、積極的に地震災害状況の収集伝達を行う。また、町及び県は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。

関係機関との連絡方法

町 ←→ 県	県防災行政無線、電話、衛星通信回線、防災情報システム
町 ←→ 可茂消防本部南消防署（御嵩分署）	電話、消防無線（受令機）、県防災行政無線、衛星通信回線、防災相互通信用無線
町 ←→ 可児警察署	電話、防災相互通信用無線
町 ←→ 御嵩町消防団	電話、防災行政無線（移動系）
町 ←→ 住民（自主防災組織）	電話、防災行政無線（同報系）、インターネット

(注) 防災相互通信用無線は上表のほか、次の機関との連絡が可能であり、また移動系については市町村共通波となっているので、受信地域であれば相互の交信が可能である。

- ・中濃振興局
- ・八百津町、可児市、川辺町
- ・可茂土木事務所
- ・土岐消防署
- ・可児警察署

4 被害情報等の収集、連絡

(1) 被害規模早期把握のための活動

町本部は、地震による被害規模の早期把握のため、次の活動を行う。

ア 災害発生直後においては、カに定める事項の被害調査を行い、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たる。

イ 参集途上にある職員に、チェックポイントを記載した経路の地図を携行させ、途中の被害状況等の情報収集を行わせる。

ウ 自治会等住民及び地域防災活動協力員、警察活動協力員から情報を収集する。

エ 被害が甚大な場合にあっては、調査班を編成し現地に派遣する。

オ 甚大な被害を受けた職員を自宅待機させ、自宅周辺の情報収集に当たらせる。

カ 災害発生直後において収集すべき被害情報

1	土砂災害の発生状況
2	人命危険の有無及び人的被害の発生状況
3	家屋等建物の倒壊状況
4	火災等の二次災害の発生状況及び危険性
5	避難の必要の有無及び避難の状況
6	住民の動向
7	道路及び交通機関の被害状況
8	電気、水道、下水道、電話等ライフラインの被害状況
9	その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

(2) 情報の連絡手段

町及び防災関係機関は、県被害情報集約システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとするが、県被害情報集約システム設置機関にあっては、原則、県被害情報集約システムにより報告する。

(3) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

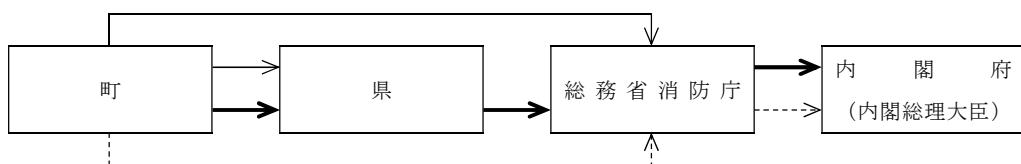
町本部は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報等を把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。建物の被害状況の把握にあたっては、第3章第3節第10項「応急住宅対策」の定めるところによる。通信の途絶等により県に連絡できないときは、直接総務省消防庁へ連絡する。

また、119番通報が殺到する状況については、町本部は県に報告するとともに直接総務省消防庁へも報告する。

なお、地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）については、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、県へ連絡するとともに直接消防庁にも報告するものとする。

さらに、町は震度6弱以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む。）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告するものとする。

災対法第53条及び消防組織法第40条に基づく被害状況等の報告ルート



- 消防組織法第40条（119番通報が殺到したとき）
 → 災対法第53条・消防組織法第40条（119番通報の殺到を除く）
 -----> 同上（県への連絡不能のとき）

消防庁への連絡先（変更後）

回線別	区分	平日（9：30～17：45）	左記以外
		※震災等応急室	※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7527	7782
	FAX	7537	7789
地域衛星通信	電話	T N-048-500-7527	T N-048-500-7782
ネットワーク	FAX	T N-048-500-7537	T N-048-500-7789

（注）TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

（4）第2次段階において収集すべき被害情報

町本部は、(1)の力に定める情報により被害の規模を推定した後、さらに次の調査を行い、的確な応急対策の実施を図るものとする。

1	被害状況
2	避難勧告、指示又は警戒区域の設定状況
3	指定避難所の設備状況
4	避難生活の状況
5	食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
6	電気、水道、下水道、電話等ライフラインの復旧状況
7	医療機関の開設状況
8	救護所の設置及び活動状況
9	傷病者の収容状況
10	道路及び交通機関の復旧状況

（5）被害調査の報告及び追加措置

ア 被害状況等の報告方法

町は、地域内に地震災害が発生した場合は、災対法及び災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、県にその状況等を報告するとともに、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告する。災害情報及び被害状況の報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つものとする。なお、被害の調査が、被害甚大で町において

ては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため町単独ではできないときは、関係機関（県振興局等）に応援を求めて行う。

なお、被害調査員のみでは調査が不足の場合又はさらに詳細な調査が必要な場合は、各部により調査班を編成し、一般対策編第3章第4節第2項「災害情報収集等の計画」に定める区分により被害調査を行う。

5 通信ボランティアの活用

大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線、パソコン通信利用者等通信ボランティアの協力を得ることとし、平常時からその体制を整備する。

第5項 災害通信計画

一般対策編第3章第3節第3項「災害通信計画」の定めるところによる。

第2節 緊急活動

第1項 避難計画

一般対策編第3章第6節第4項「避難計画」の定めるところによる。

第2項 消防・救急・救助活動対策

1 方針

大規模地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるため、消防団員はもとより住民、事業者あげて出火防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防ぎよと救助・救急活動等に当たり、激甚な大規模災害等から地域住民の生命、身体を保護する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

この方針に基づき、大規模地震災害発時の消防機関の災害応急対策は一般対策編第3章第5節第1項「消防・救急・救助活動計画」の定めるところによる。

第3項 浸水対策

1 計画の方針

大規模な地震が発生し、地震による外力や地盤の液状化により堤防の崩壊、水門、ひ門、ダム、ため池等の決壊等が生じ、浸水のおそれがある場合又は浸水による被害に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急措置を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

この方針に基づき、大規模地震災害発時の浸水対策は、一般対策編第3章第5節第2項「水防計画」の定めるところによる。

第4項 緊急輸送・交通規制対策

1 計画の方針

地震災害により道路、橋梁等の交通施設（以下本節において「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急の対策を行う。

具体的には、一般対策編第3章第3節第1項「道路交通対策」及び第2項「輸送計画」の定めるところによるが、交通規制がなされたときの運転者のとるべき措置については、次のとおりである。

2 運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。
 - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
 - エ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。
 - エ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (2) 避難のために車両を使用しないこと。
- (3) 災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等内に在る運転者は次の措置をとるものとする。
 - ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - (イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

3 物資の一時集積場所

岐阜県広域支援計画で定める、御嵩町における岐阜県広域物流拠点「一時集積配分拠点」は、次の通りとする。

また、御嵩町防災コミュニティセンターが被災した場合は、代替場所（施設）を指定し、職員に周知徹底する。

種 別	名 称	所 在 地	連 絡 先
一時集積配分拠点	御嵩町防災コミュニティセンター	御嵩町中切1437-1	0574-42-8233

4 緊急輸送道路の確保

町内における県指定緊急輸送道路は、次のとおりである。

町は、町内のみならず隣接市町村内の道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図る。

町内の県指定緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路	国道21号（土岐一井尻）、21号バイパス、東海環状自動車道
第2次緊急輸送道路	国道21号（井尻一上恵土）、主要地方道多治見白川線、一般県道多治見八百津線、町道御嵩45号線

第5項 県防災ヘリコプター活用計画

一般対策編第3章第5節第3項「県防災ヘリコプター活用計画」の定めるところによる。

第6項 孤立地域対策計画

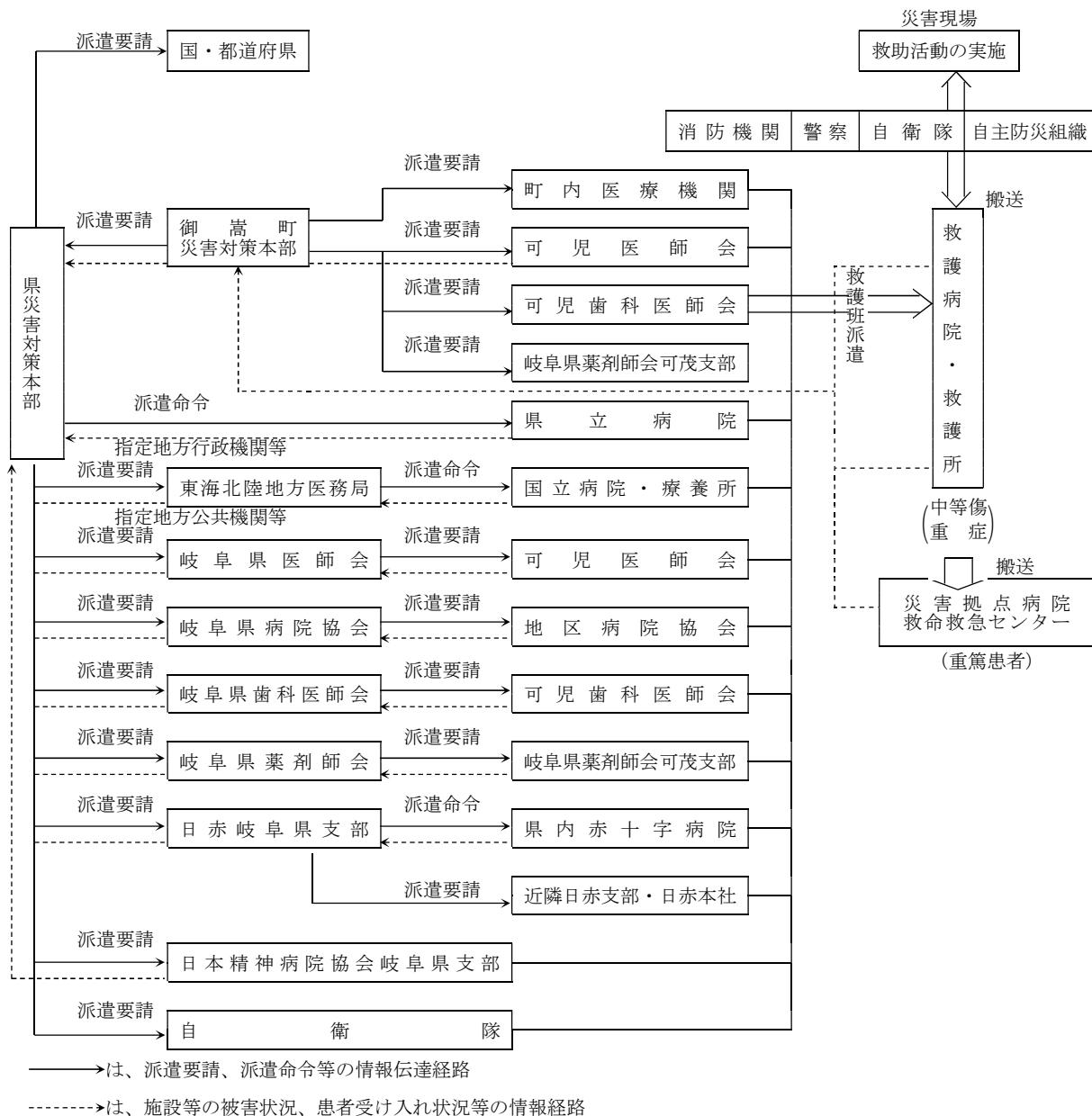
一般対策編第3章第5節第4項「孤立地域対策計画」の定めるところによる。

第7項 医療・救護計画

1 計画の方針

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護体制を確立する。なお、詳細は、一般対策編第3章第6節第11項「医療・救護計画」の定めるところによるが震災対策として、町の救急医療体制を次のように定め、その充実に向け検討、実施していくものとする。

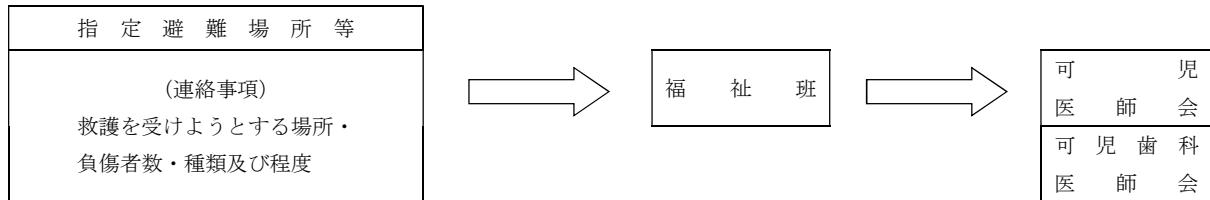
2 医療救護活動体系図



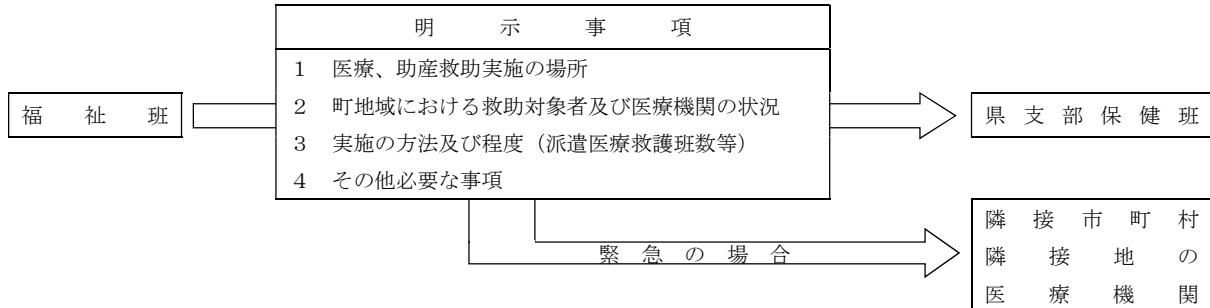
3 初動体制

災害時における救急医療を迅速に行うため町は、可児医師会及び可児歯科医師会との協定により(1)医療救護班を編成し、(2)指定避難所等からの派遣要請に基づいて、(3)救護所を設置(町内医療機関の利用を含む。)し、初動医療活動を開始するとともに、使用する医薬品等の調達を行う。

(1) 医師会への医療救護班派遣要請系統



(2) 県及び隣接市町村、隣接地の医療機関への医療班派遣要請



4 ヘリコプターによる救急搬送

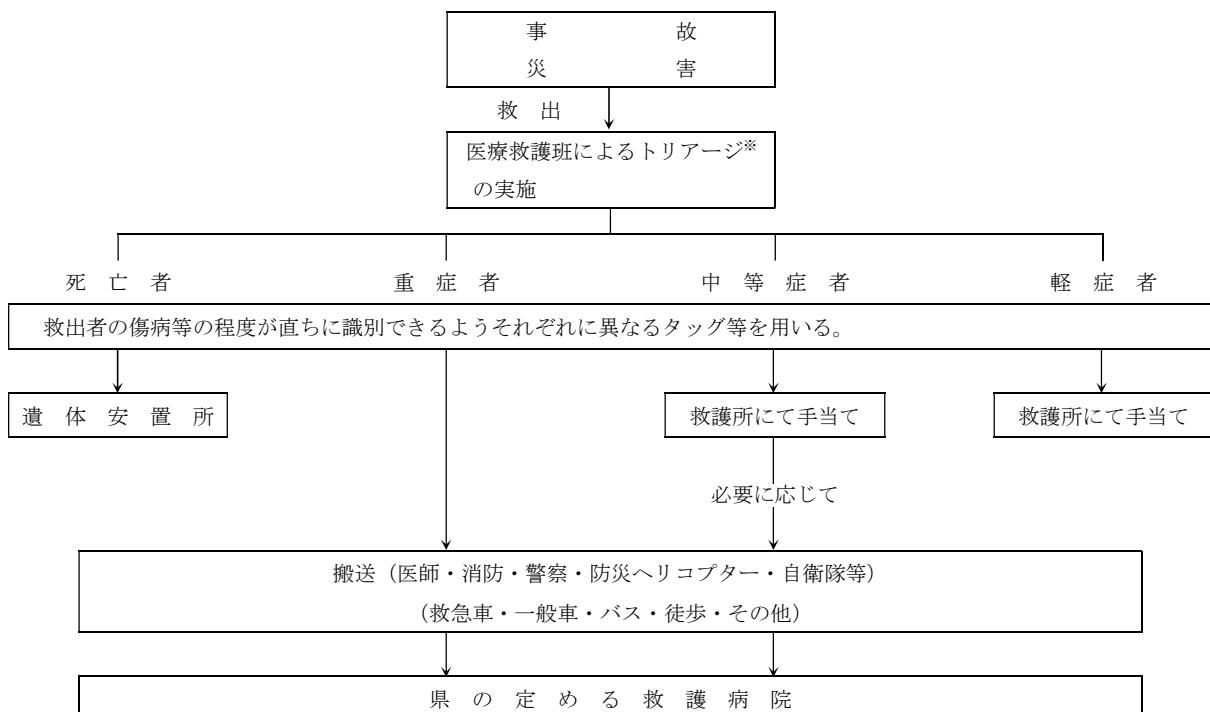
被災地における傷病者等のヘリコプターによる救急搬送を必要とするときは、県防災ヘリコプター及び自衛隊のヘリコプター等の利用を県に要請する。

詳細は、第3章第2節第5項「県防災ヘリコプター活用計画」を参照。

5 医療活動の実施

町は可児医師会及び可児歯科医師会との協力の下に次のような活動体系を整備するものとする。

災害救護活動体系例



第8項 ライフライン施設の応急対策

一般対策編第3章第9節「ライフライン施設の応急対策」の定めるところによる。

第9項 公共施設の応急対策

1 計画の方針

大規模地震発生時には、各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が予想され、特に道路、河川をはじめとした公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であり、また地震発生時の応急対策活動においても、極めて重要となる。

そのため、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

2 施設別応急対策

(1) 道路施設の応急対策

ア 建設班は、地震発生後速やかに道路パトロールを行い、町道の被害状況を調査し、地震災害の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努めるものとする。

イ 路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施する。

(2) 河川施設の応急対策

県、町、その他の河川・ダムため池等の管理者は、地震災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努めるものとする。

(3) 土砂災害防止施設の応急対策

ア 土砂災害危険箇所の点検、状況把握

町は、県と協力して土砂災害危険箇所のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。

町は、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知するものとする。

イ 応急対策

県は、土砂災害防止施設が被災し、人家、道路等に被害を及ぼすおそれがある箇所については、速やかに応急復旧を実施するよう努める。

町は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。被害が拡大するおそれがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難勧告を行う体制整備するよう努めるものとする。

(4) 治山施設の応急対策

ア 応急対策

治山施設管理者は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握とともに、余震、二次災害発生のおそれのある箇所の把握に努める。人家、公共施設等への二次災害のおそれが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施する。

イ 応援要請

治山施設管理者は、応急復旧のため建設業協会、建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとる。

ウ 応急資材の確保

治山施設管理者は、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）

の活用を図る。

(5) 公共建築物の応急対策

県、町等各管理者は、官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設について、災害対策の指令基地や避難施設などの利用が想定されることから、被災建物応急危険度判定士等による施設及び施設機能の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努めるものとする。

ア 建物の応急対策

「震災建物応急危険度判定士」などによる施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努める。第2章第5項第1項「まちの不燃化・耐震化」に定めるとおり、判定の必要が認められた場合は、町本部に「公共施設応急危険度判定実施本部」を設置する。

イ 施設機能の応急対策

- (ア) 停電した場合の自家発電装置の運転管理、被災装置の応急復旧及び可搬式発動発電機の配置並びに燃料確保
- (イ) 無線通信機等通信機器の配置及び被災通信機器の応急復旧
- (ウ) 緊急通行車両その他車両の配備
- (エ) 複写機の非常配備、被災電算機、複写機等の応急復旧
- (オ) その他重要設備の点検及び応急復旧
- (カ) 飲料水の確保
- (キ) エレベーター等に閉じ込められた者の救出
- (ク) 火気点検及び出火防止措置

第3節 民生安定活動

第1項 災害広報計画

活動のポイント
1 被害状況、生活情報、安否情報等情報毎に有効な手段の選択（本項2参照）
2 被災者ニーズの把握と要配慮者に配慮した情報収集、伝達の実施

1 計画の方針

町及び防災関係機関は、震災時において住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細やかな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、被災者のおかげでいる生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮して、被災者等への広報を行う。また、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編第3章第4節第3項「災害広報計画」の定めるところによるものとする。

2 災害広報の実施

町、県及び防災関係機関は、地震災害発生後速やかに広報部門を設置し、互いに連携して、被災住民をはじめとする住民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行うものとする。

(1) 町及び県の広報する災害に関する情報

ア 町と県との役割分担

(町の役割)

- ・地域住民に向けての広報

(県の役割)

- ・被災地の外に対する広報
- ・広域に及ぶ広報

イ 広報の手段

報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供、防災行政無線、コミュニティFMやケーブルテレビの放送、インターネット（SNSを含む）、エリヤメール、携帯電話による情報提供、広報紙等の配布、広報車の巡回、掲示板への貼紙、その他広報手段を有効に活用し、また自主防災組織を通じるなど、伝達手段の多重化・多様化に配慮し、迅速かつ的確な広報に努める。

ウ 広報の内容

地震災害の発生状況、避難に関する情報（指定緊急避難場所又は指定避難所、避難勧告・指示等）、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他住民の生活に関することなど、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。

(2) 防災関係機関の広報する災害に関する情報

防災関係機関は、各機関の有する広報手段により、住民等に対し必要な広報（ライフラインの被害状況、復旧見込み等）を行うほか、必要に応じて町及び県と連携し、又は、報道機関の協力を得るものとする。

3 報道機関との連携

(1) 情報の提供及び報道の要請

町及び県は、災害、復旧に関する情報を一元的に報道機関に提供し、必要に応じ報道を要請する。また、防災関係機関は、県に準じ、報道機関に対し、居住者等に密接に関係のある事項について情報提供及び報道を要請する。

報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力する。

4 住民への広報

震災時に有効な情報手段としては、知事を通じた報道機関への放送要請の他、次のようなものがある。

伝達手段	種別	特色
広報車	被 生	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
防災行政無線	被 生	"
掲示板	生 安	各指定避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	生 安	各指定避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折り込み	生 安	指定避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
コミュニティFM ケーブルテレビ	被 生	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
パソコン通信 インターネット (SNSを含む)	被 生 安	町からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人等間での情報交換も可能

被 被害状況 生 生活情報 安 安否情報

5 被災者への情報伝達

被災者の適切な判断と行動を助け、安全を確保するため、被災者や要配慮者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

広報事項は、一般対策編に定めるとおりとする。

6 被災者等への広報の配慮

町、県等は、文字放送、外国語放送等の多様な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行う。

7 デマ(風評)等の発生防止対策

町、県及び防災関係機関は、デマ(風評)等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ(風評)等の事実を確認したときは、その解消のため適切な措置を講ずる。

8 住民の安否情報

町は、住民の安否情報を収集し、一般住民等からの安否照会に対応する。

電話（通信）事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用ブロードバンド伝言板「web171」及び携帯、PH

S版災害用伝言板サービスを提供し、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図るものとする。

- (1) 住民の安否情報の収集：各避難所単位で収集
- (2) 安否照会への対応：専用電話、専用窓口の設置

9 総合的な情報提供・相談窓口の整備

町、県等は、住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、総合対応窓口を設置する。

具体的な設置方法は以下に示す通りとする。

- (1) 町は、各部・課の情報提供・相談事業との連携により、効果的な情報の提供や相談に応じるため、数本の専用電話を備えた情報提供・相談の総合窓口を設置する。
- (2) 総合窓口は、各部・課から派遣された要員で構成するものとし、町本部の下に置く。

第2項 災害救助法の適用

一般対策編第3章第6節第1項「災害救助法の適用」の定めるところによる。

第3項 り災者の救助保護計画

活動のポイント	
1	一般対策編第3章第6節第5項「食糧計画」、第6項「給水計画」に定めるポイントを準用
2	住民へ7日分の食料の備蓄を広報（平常時より）
3	調達体制の確立（業者との協定締結の検討）
4	避難所における物資の流れと対策ごとの担当班（本項6参照）

1 計画の方針

地震発生後の被災者及び応急対策活動従事者等に対する迅速な食料の応急供給を行うため、これら食料供給活動の実施体制、食料の調達等を迅速、的確に行うものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編第3章第6節5項「食糧計画」、第6項「給水計画」及び第7項「生活必需品供給活動」の定めるところによる。

2 食料の供給

(1) 食料の確保

震災時における食料の供給については、速やかな調達を図るものとするが、大規模な地震が発生した場合は、発災後3日間被災者に供給できる食料があれば、その後は救援物資等により対処可能と考えられるので、まず第一に発災後の3日間の食料を町の備蓄、各家庭の備蓄又は町内業者からの調達でまかねる体制の確立を目指すものとする。

住民には、インスタントやレトルト等の個人備蓄（7日分）を呼びかける。

本町における確保の方法としては、備蓄のさらなる整備のほか業者との協定締結等を検討する。

(2) 少数者への配慮

通常の配給食料を受付けることのできないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、粉ミルク等の調査を行い、備蓄若しくは入手経路等の確立を図る。

3 指定避難所における供給計画

大規模な地震の発生により指定避難所を開設した場合の食料等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

段階	食料
第一段階 (生命の維持)	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの、毛布等（季節を考慮したもの）
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等、下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第三段階 (自立心への援助)	食材の給付による避難者自身の炊き出し、なべ、食器類（自炊のためのもの）、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

4 物資調達マニュアルの整備

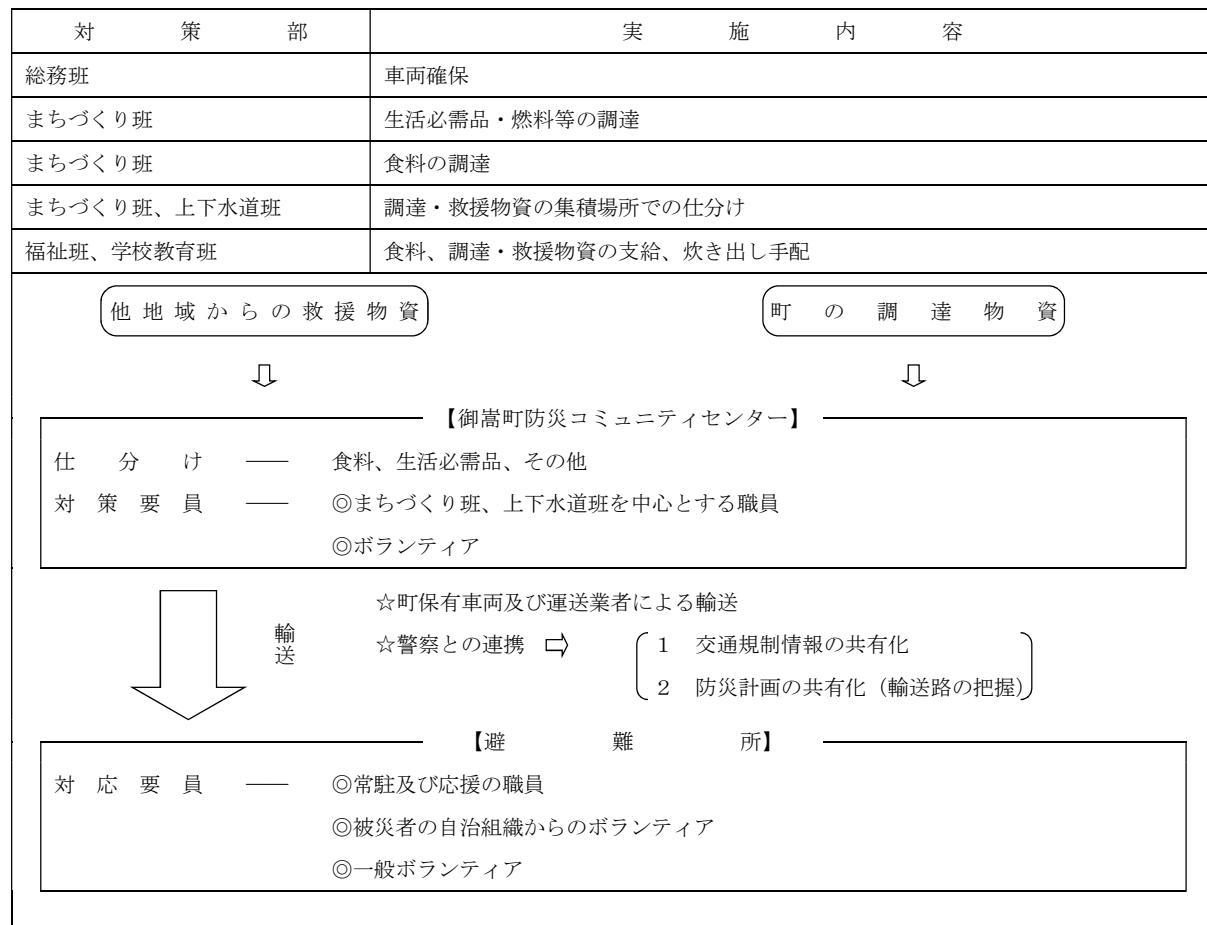
食料の供給・調達については、次の事項等を内容とするマニュアルの策定を図り、マニュアルに従って実施する。

- (1) 被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
- (2) 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
- (3) 炊き出しに必要な場所（調理施設・指定避難所等）の確保及び整備
- (4) 炊き出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
- (5) 必要に応じ県への食料、食材、資材等の調達の要請
- (6) 援助食料集積地を指定し、責任者等受入れ体制を確立
- (7) 供給ルート、運送体制の確立
- (8) 指定避難所毎の被災者、自主防災組織等受入れ体制の確立
- (9) 被災者への食料の供給方法（配分、場所、協力体制等）の広報の実施
- (10) ボランティアによる炊き出しの調整

5 物資の集積場所

第3章第2節第4項「緊急輸送・交通規制対策」の3に定めるとおり「御嵩町防災コミュニティセンター」とし、職員のほかボランティアの協力により仕分け、配送等の作業を行う。

6 震災時における食料等（生活必需品等含む。）供給の流れと実施担当班



第4項 応急教育対策

1 計画の方針

大規模地震が発生した場合、学校教育においては児童生徒等の安全確保が第一であるが、安否確認等に困難が生ずる。また、学校等の再開については、教育施設が指定避難所として使用され、その使用が長期化する場合、教育の再開時期が問題となる。

そのため災害発生時に、早急に教育施設の確保を図る等応急対策を実施するとともに、学校教育に支障を来さないように必要な措置を講ずる。

なお、本計画中に定めのない事項は、一般対策編第3章第10節1項「文教対策」の定めるところによるものとする。

2 児童生徒等の安全確保

校長等は、災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、園児及び児童生徒等の保護に努める。

(1) 学校の対応

ア 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。

イ 生徒等については、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とする。帰宅させるに当たっては、通学路の安全確認、小集団で下校させる等必要な措置をとり、児童生徒等の安全を確保するものとする。

また、交通機関の利用者、留守家庭等の生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。

ウ 登下校中に地震が発生した場合、学校等へ登校し、又は学校等へ引き返した児童生徒等についてイに準じて所要の措置をとるものとする。

校外における学校行事中に地震が発生した場合は、引率責任者は、児童生徒等を集合させ、安全な場所へ避難させる等必要な措置をとるものとする。

(2) 教職員の対応、指導基準

ア 災害発生の場合、児童生徒等を教室等に集める。

イ 児童生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。

ウ 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。

エ 心身障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。

オ 児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。

カ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

キ 児童生徒等の安全を確保したのち、町本部の指示により防災活動に当たる。

3 教育活動の早期再開

町教育委員会は県教育委員会とともに、災害時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずる。

(1) 応急教育の実施

教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 被害状況の把握及び報告

応急教育の円滑な実施を図るため、学校等において、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、所管教育委員会等に報告する。

(3) 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

イ 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

ウ 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

エ 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

オ 上記によっても教育施設の確保が困難な時は、二部授業等必要な措置の実施

(4) 教員の確保

町教育委員会は県教育委員会とともに、教職員が被災したことにより通常の教育を実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。

なお、確保が困難なときは、合併授業等必要な措置をとる。

4 児童生徒等に対する援助

(1) 学用品の給与等

町教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査、報告する。

調査の結果、県教育委員会は、町が学用品を確保することが困難であると判断した場合、町に対してこれらを給与するため、国及び県内図書取次店等へ協力要請等必要な措置を講ずる。

(2) 就学援助

町及び県は、世帯が被災し、就学が困難となった児童生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行う。

(3) 授業料の減免又は猶予

高等学校等は、被災生徒に対し、授業料の減免又は猶予するための必要な措置をとるものとする。

(4) 育英資金の特別貸付

高等学校等は、被災生徒に対し、育英資金の特別貸付のための必要な措置をとるものとする。

(5) 学校給食及び応急給食の実施

給食を実施している学校等は、学校給食の継続確保に努めるものとし、給食物資の確保について、必要な措置をとる。なお、学校給食を実施していない学校等は、保護者が炊事困難な場合等にあっては、関係機関等の協力を得て、応急給食を実施するよう努める。

(6) 防疫措置

学校等は、児童生徒等の保健指導を強化し、感染症の発生のおそれのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努める。なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、町本部、県支部保健班、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期する。防疫の実施は、一般対策編第3章第6節第16項「防疫計画」の定めるところによる。

(7) 転出、転入の手続

町教育委員会及び県教育委員会は、児童生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問い合わせに対応する。

(8) 心の健康管理

町教育委員会及び県教育委員会は、被災した児童生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。

5 その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費は、災害救助法施行細則等による。

第5項 文化財、その他の文教関係の対策

1 計画の方針

地震災害発生時における文化財その他文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

2 被害報告

文化財、公民館その他社会教育施設等の管理者は、その施設に被害が発生した時、被害の状況を町に報告する。

3 公民館その他社会教育施設の対策

町は、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、被害状況を報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。なお、被災時においては、公民館等は、災害応急対策のため（特に指定避難所、災害対策本部等）に利用される場合も少なくないので、設置管理者は、その受け入れ等について積極的に協力する。

4 文化財の対策

町及び県は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するよう所有者あるいは管理者に被害文化財個々につき対策を指示し指導する。

第6項 要配慮者対策

一般対策編第3章第6節第8項「要配慮者対策」の定めるところによる。

第7項 帰宅困難者対策

一般対策編第3章第6節第9項「帰宅困難者対策」の定めるところによる。

第8項 保健活動・精神保健

1 計画の方針

地震災害時における保健衛生対策については、一般対策編第3章第6節第15項「遺体の搜索、取り扱い、埋葬」、第16項「防疫計画」及び第19項「清掃活動」の定めるところによるが、保健活動及び精神保健の措置については、次のとおりである。

2 保健活動

地震災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や地震によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者的心のケア対策が必要となる。そのため、地震により被害を受けている住民を対象に、町、県、関係機関が協力し、指定避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

(1) 保健活動チームの編成

保健所は、下記のとおり管内における被災地の健康管理体制を把握する。また、健康管理を中心とした保健活動計画を策定する。

町は、保健活動方針を策定する。なお、災害の程度により必要と認めたときは、保健所、県の協力を得て、被災者の健康管理活動を行うものとする。

保健所では、健康管理班を編成するので、町においても保健師等を中心に協力をを行う。

県は、保健所を通じて市町村が必要とする健康管理体制を把握し、健康管理体制整備に必要な他地域や関係機関、ボランティア等への支援要請及び受け入れの調整を行い、派遣計画を策定する。

――― 〈保健活動チームの編成〉―――

- ・ 指定避難所巡回保健チーム（医師 1、保健師 2、薬剤師 1）
- ・ 精神科チーム （医師、精神科ソーシャルワーカー、保健師）
- ・ 歯科チーム （歯科医師、歯科衛生士）
- ・ リハビリチーム （医師、理学・作業療法士、保健師、看護師）
- ・ 栄養チーム （栄養士 1～2）
- ・ 臨床心理チーム （臨床心理士 1～2）
- ・ 家庭訪問チーム （保健師 1～2）
- ・ 仮設住宅訪問チーム （保健師 1～2）
- ・ 指定避難所巡回検診チーム （医師、保健師、栄養士、診療放射線技師、臨床衛生検査技師）

(2) 活動内容

町及び県は連携をとり、保健活動チームを編成し、被災地区ごと（地区は状況により決定）に協働して活動する。

具体的な保健活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。

- ア 指定避難所及び自宅、仮設住宅などの被災者の生活状況の把握及び生活環境の整備
- (ア) 指定避難所のトイレ・室内の清潔状態・ゴミの整理状態の把握と調整及び指導
 - (イ) 指定避難所の室内の換気・室温等の室温気候の状態の把握と調整及び指導
 - (ウ) 手洗い・消毒・うがい等の清潔行動についての状態の把握と指導

- (エ) 衣類・寝具による体温調節及び清潔の状態の把握と調整及び指導
- (オ) 歯磨・入浴・洗髪の状態の把握と調整及び指導
- (カ) 食事の摂取状況の把握と調整及び指導
- (キ) 活動状況の把握と調整及び指導
- イ 指定避難所における巡回健康相談等の実施
 - (ア) 避難者個々の健康状態を把握し、対処する。
 - (イ) 症状の出現者及び風邪等、突発的・一時的疾患の罹患者の管理と生活指導
 - (ウ) 被災による症状や障がいのある患者の観察と、疾病管理及び生活指導
 - (エ) 慢性疾患患者の治療の状況把握と服薬指導、医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理
 - (オ) 寝たきり老人の治療の状況把握と医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理
 - (カ) 妊婦の生活指導と管理
 - (キ) 乳幼児の生活指導と管理
 - (ク) 高齢者の生活指導と管理
 - (ケ) 難病・身体障がい者の生活指導と管理
 - (コ) 結核既往者の管理と生活指導
- ウ 保健所・町における訪問指導の実施及び強化
 - (ア) 結核、難病、精神障がい者、ねたきり老人、高齢者、乳幼児、震災に伴う健康障がい者等への訪問指導を強化する。
 - (イ) 一般家庭への健康調査と保健指導を実施する。
- エ 保健所・町における定例保健事業の実施
- オ 仮設住宅等における訪問指導とグループ指導の実施

3 健康課題に応じた専門的な支援の実施

保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要配慮者支援などの専門的な支援を実施する。

具体的な支援活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。

第9項 清掃活動

一般対策編第3章第6節第19項「清掃活動」の定めるところによる。

第10項 応急住宅対策

一般対策編第3章第6節第10項「応急住宅対策」の定めるところによるが、応急危険度判定については、次によるものとする。

1 計画の方針

地震発生後、余震等による二次災害の防止と住民の安全確保を図るために、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」(以下「協議会」という。)が定める判定要綱及び判定業務マニュアルに基づき、被災した建築物及び宅地の危険度判定を実施する。

2 制度の概要

「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」が被災した建築物及び宅地の被害状況を調査し、余震等による二次被害に対する危険度の判定・表示等を行い住民へ情報提供する。

3 被災建築物の応急危険度判定の実施

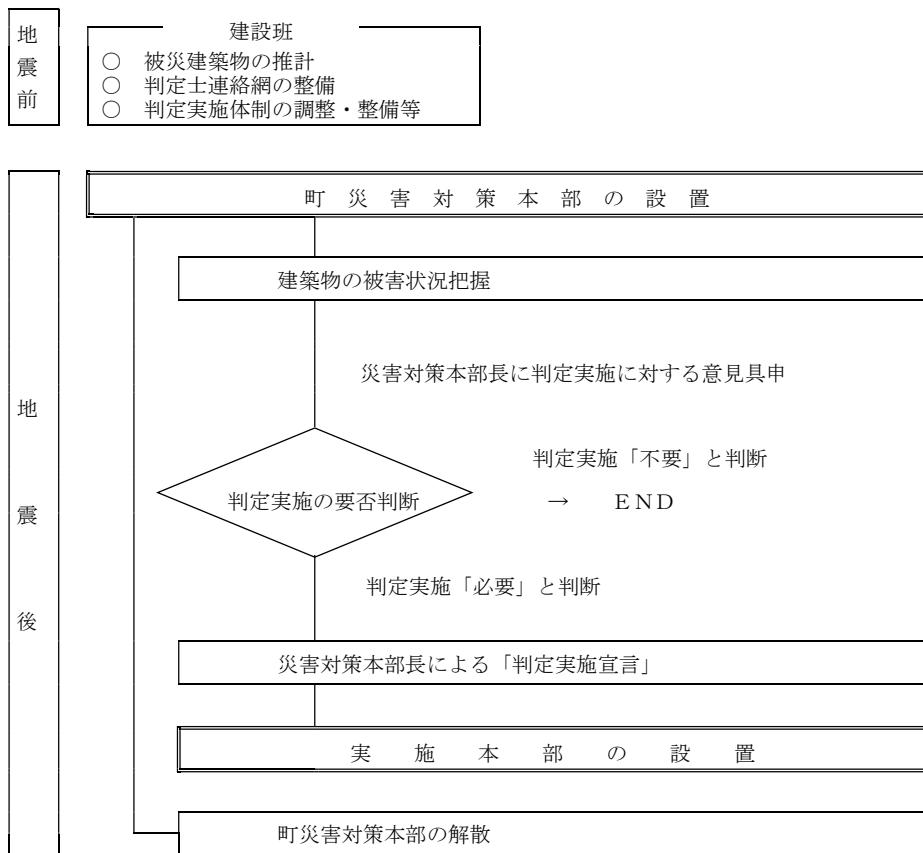
(1) 被災町の実施責務

被災町は、建築物及び宅地の被災状況に基づき危険度判定を要すると判断した場合、判定実施本部を設置し、判定活動に必要な措置を講じるものとする。併せて、被災者等への周知、状況に応じて県への判定士派遣等の支援要請を行うものとする。

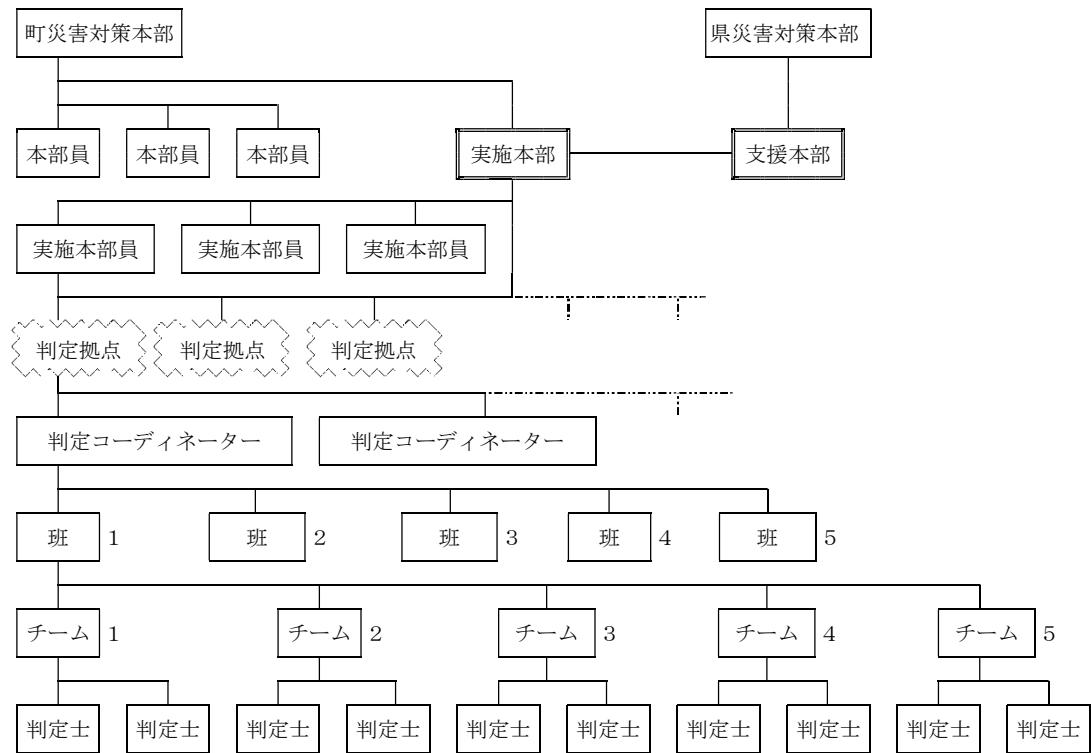
(2) 県の実施責務

県は、町から危険度判定実施の連絡を受けた場合、若しくは被災状況に応じて判定支援本部を設置し、判定士の派遣等必要な支援調整を行う。また、被災規模により、広域支援が受けられるよう協議会等との連絡調整を行うものとする。

(3) 判定実施の流れ



(4) 組織図

**第11項 ボランティア受入れ計画**

一般対策編第3章第2節第3項「ボランティア受入れ計画」の定めるところによる。

第12項 愛玩動物等の救援

一般対策編第3章第6節第20項「愛玩動物等の救援」の定めるところによる。

第13項 災害義援金品の募集配分

一般対策編第3章第6節第21項「義援金品の募集配分」の定めるところによる。

第14項 災害警備活動

1 計画の方針

様々な社会的混乱の中、住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を図るため、必要な措置を講ずる。

2 地震災害発生時における措置

地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、防災関係機関と緊密な連携をとり、次に掲げる対策を講ずる。

- (1) 早期警備体制の確立
- (2) 多様な手段による各種情報の収集・伝達
- (3) 被害実態の早期把握
- (4) 消防等防災関係機関と連携した救出救助活動
- (5) 行方不明者の調査
- (6) 要配慮者等に配慮した的確な避難誘導及び二次災害の防止
- (7) 災害警備活動のための通信・情報管理機能の確保
- (8) 住民等による地域安全活動への指導、連携
- (9) 被災者等のニーズに応じた情報伝達・相談活動
- (10) 不法事案等の予防及び取締り
- (11) 被災地、指定避難所、重要施設等の警戒警備の強化
- (12) 避難路及び緊急交通路の確保
- (13) 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- (14) 広報活動
- (15) 遺体の見分、検視等
- (16) 関係機関による災害復旧活動並びに自発的支援の受け入れに対する協力

3 警備対策の具体的な運用

県警察の警備対策の具体的な運用については、岐阜県警察警備実施規程、岐阜県警察大震災警備実施計画によるものとするが、防災関係機関と緊密な連携をとり対策を講ずる。